

京都市職員の退職管理に関する条例（平成28年3月30日京都市条例第33号）（行財政局人事部人事課）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例の概要は、次のとおりです。

1 再就職者による依頼等の規制

再就職者のうち、国の部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととします。

2 任命権者への届出

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職の日における任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととします。

3 報告及び公表

（1）任命権者は、上記2による届出を受けた事項について、遅滞なく、市

長に報告しなければならないこととします。

(2) 市長は、毎年度、(1)の報告を取りまとめ、市長が定める事項を公表します。

#### 4 罰則

上記2による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の過料に処することとします。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の退職管理に関する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第33号

京都市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体（本市を除く。）の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる

者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職の日における任命権者に、人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(報告及び公表)

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、別に定める事項を公表しなければならない。

(罰則)

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の過料に処する。

(委任)

第6条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)